

債権管理の状況

◆労働金庫法に基づく開示債権及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権

2024年度末の労働金庫法及び金融再生法上の開示債権は、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」が14億47百万円、「危険債権」が24億66百万円、「三月以上延滞債権」が86百万円となっており、「貸出条件緩和債権」については該当ありません。また、合計額39億99百万円の総与信残高に占める割合は0.38%となっています。

労働金庫法及び金融再生法上の開示債権に対しては担保・保証や貸倒引当金を引き当てることにより全額債権保全を図っています。

(単位：百万円、%)

区分		2023年度末	2024年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		829	1,447
危険債権		2,078	2,466
要管理債権		125	86
	三月以上延滞債権	125	86
	貸出条件緩和債権	—	—
	小計 (A)	3,032	3,999
保全額	(B)	3,032	3,999
	担保・保証等による回収見込み額	3,032	3,999
	貸倒引当金	0	0
	保全率 (B) / (A) (%)	100.00	100.00
正常債権	(C)	1,010,344	1,039,497
	総与信残高 (D) = (A) + (C)	1,013,376	1,043,496
	総与信残高に占める割合 (A) / (D) (%)	0.30	0.38

(注) 1. 金額は決算後(償却後)の計数です。

2. 金額は単位未満を四捨五入しています。比率は千円単位で算出のうえ小数点第3位以下を四捨五入しています。

用語解説

▶ 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準ずる債権のことです。

▶ 「危険債権」

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権のことです。

▶ 「要管理債権」

上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

▶ 「三月以上延滞債権」

元本または利息の支払いが約定の支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。

▶ 「貸出条件緩和債権」

債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と異なります。

▶ 「正常債権」

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権のことです。「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

▶ 「担保・保証等による回収見込み額」

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権(「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」)のうち、預金、有価証券及び不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

▶ 「貸倒引当金」

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、債務者の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部または全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権(「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」)」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

◆自己査定、開示債権及び引当との関係

当金庫の自己査定結果、労働金庫法及び金融再生法上の開示債権及び引当の関係は以下のとおりとなります。

(単位：百万円、%)

自己査定結果 対象：総与信					労働金庫法及び金融再生法上の開示債権 対象：総与信(ただし要管理債権は貸出金のみ)				
債務者区分 与信残高	分類				区分 与信残高 (A)	担保・保証等による 回収見込み額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 ((B)+(C))/(A)	
	非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類					
破綻先 320	320	-	-	-	破産更生債権及び これらに準ずる債権 1,447	1,447	-	100.00	
実質破綻先 1,126	1,126	-	-	-					
破綻懸念先 2,466	2,455	10	-	-	危険債権 2,466	2,466	-	100.00	
要注意 先 2,058	要管理先 128	128	-	-	要管理債権 86	三月以上 延滞債権 86	86	0	100.00
	要管理先 以外の 要注意先 1,930	1,930	-	-					
正常先 1,033,329	1,033,329				小計 3,999	3,999	0	100.00	
その他 4,193	4,193				正常債権 1,039,497				
合計 1,043,495	1,043,485	10	-	-	合計 1,043,496				

👉用語解説

▶「破綻先債務者」

法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、再生手続、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者のことです。

▶「実質破綻先債務者」

法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがなく状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者のことです。

▶「破綻懸念先債務者」

現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者のことです。

▶「要注意先債務者」

金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者などの今後の管理に注意を要する債務者のことです。

▶「要管理先債務者」

要注意先債務者のうち、当該債務者の債権の全部または一部が要管理債権（三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権）である債務者のことです。

▶「正常先債務者」

業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者のことです。

◆貸倒引当金の期末残高、期中の増減額及び貸出金償却の額

33ページの「一般貸倒引当金・個別貸倒引当金の期末残高、期中の増減額及び貸出金償却の額」をご覧ください。